



ご存じですか？労働委員会

雇用のトラブル まずは相談

10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です！

宮城県労働委員会では、「労働相談」と「個別労使紛争のあっせん」を行っています。

 **宮城県労働相談窓口**（宮城県庁17階）

（労働相談専用ダイヤル） **022-214-1450**

月～金 8：30～17：00（祝日、年末年始を除く）

労働相談



宮城県 労働相談

メール・面談での相談
も受け付けています。

検索

個別労使紛争のあっせん

労働者個人と事業主（使用者）との間で、労働に関するトラブル（紛争）が発生し、当事者間での解決が困難な場合に、「話し合いを通じた、お互いの歩み寄りによる解決」を労働委員会がお手伝いする制度です。

個別労使紛争の

あっせん

